

## 浅川町公共施設等LED照明設備賃貸借事業仕様書

本仕様書は「浅川町公共施設等LED照明設備賃貸借事業公募型プロポーザル実施要領」2(2)に定める仕様書であり、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を示すものである。

提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案がされることも想定しており、そのため優先交渉権者決定後、企画提案内容等により本仕様書の内容を一部変更(追記等)する場合がある。

### 1. 業務名称

浅川町公共施設等LED照明設備賃貸借事業(以下、「本事業」という。)

### 2. 業務内容

#### (1) 概要

- ① LED照明への更新は、リース方式により行い、リース期間中は設置したリース設備の保守・維持管理を行う。
- ② LED照明への更新は、原則、照明器具を交換する手法で行う。
- ③ リース料の支払い期間は10年間とし、開始時期は最優先候補者と町で協議の上決定すること。
- ④ 契約の時期：令和8年12月に全施設一括して契約する。
- ⑤ 設置工事の着工・完了の時期：契約締結日から最大で令和10年3月31日まで
- ⑥ 契約期間が満了したリース設備の取り扱いについては町に無償譲渡する。詳細については、受注者と町で協議の上決定すること。業務着手後速やかに業務の実施に際し必用な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

#### (2) 既設照明器具調査及び詳細協議

町が把握する既存照明情報は、施設の現況と一致しないことがあることから、受注者は現地との整合を確認するため、必ず現地調査を実施し、現況に即した内容(交換対象器具台数等)を把握し、契約締結に必要な既設照明器具資料を作成し、町へ提出のうえ協議を行うものとする。

なお、本調査は実施要領「5 現地調査」を指すものではなく、優先交渉権者決定後に詳細協議の段階において行うものを指す。

#### (3) 対象設備

対象施設及び敷地内に設置されたベースライト、ダウンライト、スポットライト、ブラケット、高天井照明、誘導灯・非常灯、投光器ならびに防犯灯・街路灯・道路灯等の屋内(展示用照明を含む)・屋外照明器具を全てLED化する。ただし、舞台専用の照明設備(調光卓に連動する舞台用スポットライト、ボーダーライト等)については、本事業の更新対象には含まないものとする。

また、防犯灯等の灯柱についても本事業の対象外とするが、使用することに支障があることが明らかな老朽化した灯柱や住民から移設を求められた場合などは、更新するものとする。

#### (4) 設備仕様

##### ① 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

##### ア J I S 規格

|               |                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| JISC62504     | 一般照明用 LED 製品及び関連装置の用語及び定義                             |
| JISC7801      | 一般照明用光源の測光方法                                          |
| JISC7550      | ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性                                 |
| JISC8105-1    | 照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則                                  |
| JISC8105-2-1  | 照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項                         |
| JISC8105-2-2  | 照明器具－第 2-2 部：埋込形照明器具に関する安全性要求事項                       |
| JISC8105-2-22 | 照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項                     |
| JISC8105-3    | 照明器具－第 3 部：性能要求事項通則                                   |
| JISC8105-5    | 照明器具－第 5 部：配光測定方法                                     |
| JISC8106      | 施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具                                 |
| JISC8121-2-3  | ランプソケット類－第 2-3 部：直管 LED ランプソケットに関する安全性要求事項            |
| JISC8147-2-7  | ランプ制御装置－第 2-7 部：非常時照明用制御装置の個別要求事項                     |
| JISC8147-2-13 | ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項      |
| JISC8152-1    | 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 ー第 1 部：LED パッケージ               |
| JISC8152-2    | 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 ー第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン |
| JISC8152-3    | 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 ー第 3 部：光束維持率の測定方法              |
| JISC8153      | LED モジュール用制御装置－性能要求事項                                 |
| JISC8154      | 一般照明用 LED モジュール－安全仕様                                  |
| JISC8155      | 一般照明用 LED モジュール－性能要求事項                                |

##### イ J E L 規格

|        |                  |
|--------|------------------|
| JEL600 | 光源製品の正しい使い方と表示事項 |
|--------|------------------|

##### ウ J L M A 規格

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| JLMA500 | LED 関連試験規格の JNLA 認定技術基準 |
|---------|-------------------------|

##### エ ガイドライン

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ガイド B005 | 改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル   |
| ガイド 010  | 直管 LED ランプ性能表示等のガイドライン      |
| ガイド B011 | 高品質照明用 LED 光源の性能要求指針        |
| ガイド A102 | 照明器具の銘板等の表示                 |
| ガイド A134 | LED 照明器具性能に関する表示についてのガイドライン |

##### オ 電気用品安全法(P S E)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

## ② 共通事項

ア 照明器具は、新品の照明器具を調達すること。

イ 使用する LED 照明は過去 10 年間に於いて、国内の公共事業における販売の実績がある国内企業の製品であること。かつ国内施設で製造または検査(検品)された LED 照明であること。ただし、特注器具や特殊デザイン器具など、標準品の LED 器具の採用が困難な箇所については、町と協議のうえ、例外を認める場合がある。

ウ 品質マネジメントシステム ISO9001、環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場にて製造された製品であること。

エ ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品、レンタル品等については認めないものとする。

オ ISO14001 (環境) の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。

カ 提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。

キ LED チップまたは LED パッケージが他者の知的財産権を侵害していないこと。

ク 製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。

ケ 光源(LED)寿命は、40,000 時間以上(光束維持率 70%以上)の製品とする。

コ LED 照明及び LED ランプの取り付けに関し、諸法令を遵守し円滑な進捗を図ること。また、諸法令の適用及び運用は受注者の責任で行うこと。

サ 照度については、各種基準や法令等を満たすように器具を選定し、各種基準等で示される照度及び現状の照明器具と同等以上の照度を確保することとし、色温度は現地調査の結果を踏まえ既存の照明に近づけ、現状の照明器具と同等以上の製品とすること。ただし、現状の照明器具について改善要望があった場合は、町と協議すること。

シ 町の要望に応じ、点灯パターン(照明制御)の変更に対応可能であること。

ス アスベストの発生が予見される場合にはその対策と対策費用を見込むこと。

セ 原則として照明器具は、LED 化済みの照明も含めて全て本事業の更新対象とする。ただし、整備済みの LED 照明の状態を鑑み、継続して利用することに運用上及び管理上差し迫った問題がなく、受注者決定後に町と協議のうえ同意が得られた場合、事業対象から除外することも認める。

なお、取り外した照明器具等で再利用が可能なものは町へ引き渡しを求めることがある。

ソ オートリフター機器がある場合は撤去すること。撤去する場合は、オートリフター操作盤についても併せて撤去すること。分電盤からオートリフター操作盤間の電源線は、分電盤側で切り離し、絶縁処理を施すこと。

タ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。

チ 各施設の都合で施工できない期間もあるため、詳細な施工日程については各施設と協議すること。

## ③ 一体型ベースライト

ア ライトユニットが取り外し可能なものとする。

イ 非常灯兼用器具を切り替える際には、同等性能の LED 非常灯を設置すること。兼用型の LED 非常灯への取替え、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない。

④ ダウンライト

ア 維持管理の観点より、光源ユニットを器具本体から取り外して交換可能な製品とすること。

⑤ 高天井型照明器具

ア 光源(LED)寿命は、60,000 時間以上（光束維持率 85%以上）の製品とすること。

イ 電源内蔵型であること。

ウ 照明器具にはワイヤーで落下防止措置を講ずること。

⑥ 投光器・街路灯

ア LED 電源装置について、器具内蔵型・器具分離型の種類は問わない。

ただし、既存安定器は、ポール内や架台等に残置せずに撤去すること。

イ LED 機器が既存ポールにそのまま取りつかない場合は、ポールアダプタを使用し、確実に取り付けること。

⑦ 防災照明器具

ア 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

イ 所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと。その際、消防法における改善等を指摘された場合は、町と協議すること。

**(5) 設置工事**

① 各施設の着工前に、工事工程表と施工計画書を立案し、承認を得るものとする。

② 関係行政機関の指導及び関係諸法規の遵守とともに、以下の点を勘案した施工計画の策定及び施工・施工管理を行う。なお、以下を満たすために照明の配置の変更や追加の提案を認める。

- ・施設利用者や職員、近隣住民への配慮
- ・作業者の安全への十分な配慮
- ・LED 化前に比べ同等以上の照度の確保

③ アスベスト含有のおそれがある既設天井ボード等に開口を設ける必要がある場合、協議を行い、関係法令に基づき必要な手続きを行った上で適切な方法により作業を行うこと。

④ 既設照明設備の撤去及び撤去した設備（灯具本体、安定器、蛍光灯等）のリサイクル及び廃棄処分については、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、施工・施工管理を行う。

⑤ 設置工事の完了後、設備について町の検査を受け、完了報告書等を提出する。

⑥ 本仕様書に記載のない事項については、町と協議のうえ決定する。

**(6) 維持管理及び保守**

① 維持管理について

照明器具の設置後から契約期間終了までの間、LED 照明器具等が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。照明が点灯しない等の故障による不具合が生じた場合は、町から受注者に連絡し、不具合が生じた箇所の交換を行うこと。

② 費用負担について

ア 受注者が負担する場合

- ・本設備の製品として不具合による故障
- ・本設備の取付け、施工不具合による故障
- ・火災、盗難、落雷、いたずら等、動産総合保険の適用範囲の事象による損害

イ 町が負担する場合

- ・対象施設での清掃、設備保守等で町又は町の依頼による作業者の責による損害
- ・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波等、動産総合保険の適用範囲外による損害
- ・消耗品（誘導灯及び非常照明の蓄電池等）の交換

ウ 上記ア及びイ以外に起因する損害については町と受注者の協議によりその費用負担を決定する。

③ 保守点検について

保守点検について、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。点検・補修の際には、町内事業所等の活用配慮すること。

**(7) LED照明リース仕様**

- ① リース契約期間中、照明が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- ② 点検・補修等について、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- ③ 点検・補修の際には、町内に本社又は事業所等を置く企業を活用するよう努めること。
- ④ LED 照明の不具合を発見、又は連絡を受けたときには、原則として3営業日以内に状況を確認すること。また、確認の結果、交換や補修等の工事が必要となった場合は、速やかに実施すること。
- ⑤ LED 照明の不具合が、故意又は過失による損害、暴動による損害、地震・噴火による被害等、不可抗力によるもの以外の場合は、受注者の責任において補修を行うものとする。詳細については、受注者が加入している動産総合保険等の適用範囲に基づき、町と協議のうえ対応する。
- ⑥ リース開始後、10 年を経過した際には本設備の所有権は受注者から町に無償移転することとする。

**(8) 物件の引渡し**

- ① 受注者は、物件を指定された場所に納入し、設置を行った時は、直ちに完了届をもってその旨を町に通知しなければならない。
- ② 受注者は、物件を賃貸借期間の開始日から町の使用に供しなければならない。
- ③ 町は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要がある時は、町の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。
- ④ 町は、後条に記載の検査において物件に、あらかじめ町及び受注者間で確認した仕様（物件が社会通念上有すべき性能を有していることも含む。）との不整合（以下「契約不適合」という。）があった場合、直ちに書面にて受注者に通知し、受注者は解決を図るものとする。
- ⑤ 町が受注者に対し検査に合格した旨を通知した場合、物件は、正常な性能を備えた状態で契約不適合がない状態で引渡しが完了したものとする。なお、引渡し完了後の物件に、引渡し時の町による適切な検査では発見されなかった契約不適合が発見された場合は、引渡しの日から1年間、受注者はその補償及び交換にあたるものとする。

### （９）施設別ＬＥＤ照明台帳の作成

LED 照明が、当該賃貸借の対象機器か否かの判別がつくよう、照明器具に本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すだけでなく、別途施設別に台帳を作成すること。台帳の形式は町と協議のうえ、決定すること。

## 3. 検査

- ① 受注者は、全ての設置作業を完了した後、速やかに完了に伴う書類を町に提出すること。
- ② 受注者は、本仕様書のとおり業務を実施したことについて町の検査を受けること。
- ③ 履行確認によって器具や設置作業等に瑕疵があることが判明した場合は、受注者の責任と負担で賃貸借開始日までにこれを是正し、是正報告を行うこと。

## 4. 提出書類

次に掲げる書類２部及びデータ一式（CD-R 又は DVD-R）を期日までに町に提出すること。

### 【施工前】

- ・業務計画書（施工計画書）
- ・現場代理人等通知書（経歴書）

### 【完了時】

- ・照明設備一覧（施設ごと）
- ・照明器具配置図（完成図）
- ・照明器具写真（設置前後）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・維持管理の緊急連絡先及び担当者
- ・打合せ記録簿
- ・報告書及び各資料の電子データ（CD-R 等）一式〔PDF 版及び Word・Excel データ〕
- ・その他、町が求める資料

### 【リース開始後】

- ・賃貸借の動産総合保険に関する書類

## 5. その他

- ① 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、業務期間中、町と十分協議・打合せを行いながら誠意をもって本業務を遂行することとし、協議・打合せを行った際は、その都度会議録を作成のうえ、町に提出するものとする。
- ② 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議を行い決定するものとする。また、冒頭記載のとおり、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案するものとする。
- ③ リース期間の開始は、検査に合格した時点からとするが、当該開始を待たずに設置した照明設備の仮使用を認めること。